

船橋市病院事業職員育児短時間勤務に関する基準

船橋市病院事業職員就業規程（平成 21 年船橋市病院事業管理規程第 10 号）第 13 条第 2 項に規定する管理者が定めるものについて、次のように定める。

1 育児短時間勤務の勤務形態は、下表のとおりとする。

	勤務時間／週	勤務日数／週	勤務時間／日
①	1 9 時間 3 5 分	5 日	3 時間 5 5 分
②	2 4 時間 3 5 分	5 日	4 時間 5 5 分
③	2 3 時間 1 5 分	3 日	7 時間 4 5 分
④	1 9 時間 2 5 分	3 日	週 3 日のうち 7 時間 4 5 分が 2 日 3 時間 5 5 分が 1 日

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。